

三重県農業研究所共同研究要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県行政組織規則第62条により設置される試験研究機関である三重県農業研究所（以下「研究所」という。）が、県の行政機関以外の法人、団体（以下「他機関等」という。）と行う共同研究について円滑な運用を行うため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「共同研究」とは、研究所と他機関等とがそれぞれ保有する人材、設備、資金、技術等を有効に活用し、研究分野の拡大、研究レベルの向上、研究期間の短縮、研究効率の向上又は研究成果の実用化等を図り、共通する技術課題を分担して、共同で解決するために行う研究をいう。

(透明性の確保)

第3条 研究所は、本要綱に基づいて共同研究を実施するに際し、研究課題及び共同研究を実施する他機関等（以下「共同研究者」という。）の選定並びに共同研究から生じた権利関係について、県民に対して透明性を確保しなければならない。

(契約)

第4条 研究所は、共同研究者との間において、あらかじめ共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結する。

(共同研究の遂行)

第5条 研究所及び共同研究者は、共同研究の実施に当たり、研究員の受入れ及び研究推進体制の整備等により、共同研究の適切な遂行に努めなければならない。

(共同研究にかかる経費の負担)

第6条 研究所及び共同研究者は、原則として、共同研究に必要となる経費をそれぞれ負担するものとするが、研究所の研究経費については、共同研究者にその全部又は一部を負担させることができる。

(特許等の取扱い)

第7条 共同研究の結果、発明等が生じた場合には、当該発明等に係る特許を受ける権利等は、研究所と共同研究者が協議して権利の持分を定め、その割合に応じて所有するものとする。なお、研究所は、当該発明等に係る特許を受ける権利を共同研究者から承継することができる。

(研究成果の公開)

第8条 研究所は、共同研究の報告書を作成し、原則として公開できるものとする。ただし、当該成果は、共同研究者と協議の上、一定の期間、一部の研究成果について公表を控えることができる。

(適用の除外)

第9条 研究所は、共同研究者が国、県、県関連機関、大学等高等教育機関、国公立試験研究機関若しくは独立行政法人等で共同研究者の共同研究に関する定めを優先する場合、又はその他特別の事情があると認められる場合は、この要綱の一部を適用しないことができる。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、共同研究に関し必要な事項は別に定める。

附則 本要綱は2013（平成25）年4月1日から施行する。

附則 一部改正し、2017（平成29）年2月16日から適用する。